

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月17日

住 所 奈良市大宮町1丁目1番25号
事業者名 奈良交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 耕造

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が保有する乗合バス車両においては、令和6年度末時点の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両導入率は85.3%、ノンステップバス導入率は77.3%である。今後、車両の更新とあわせてノンステップバスの導入を推進していく。

高速道路を運行する高速バス路線では、リフト付きバスを1台導入済。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①スロープ付車両等の車いす対応車で運行する場合は、乗務員が乗降時の補助、バス車内で車いすの固定をおこなう。

②全乗務員に対し入社後、配属前の研修時に車いす利用者のバス乗降についての教育を実施している。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを令和7年度32台、令和8年度32台、令和9年度28台導入する計画である。 ・リムジンバスのバリアフリー対応車両の増車について今後、検討する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育の実施	・ベビーカーや車いすの乗降扱いに関する対応マニュアルに沿った研修を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降時の支援	・現業員を配置している一部の主要停留所においては、現業員が乗務員と協力し補助する。現業員がいない停留所では乗務員が補助する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
低床車両運行情報の提供	・バスロケーションシステム導入により、現在運行している車両がスロープ付車両（低床車）かどうかわかるようにしている。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修の実施	・全乗務員が3年に1度は車いす利用者のバス乗降についての研修を受講する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用者への周知	・高齢者や障がい者が乗合バスを円滑に利用できるよう優先席の利用や座席の譲り合いについて車内アナウンスや掲示物により協力を依頼している。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

・本社 安全管理部をバリアフリーの主管部署とし、社として推進体制を構築する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ノンステップバス	ノンステップバスの導入計画を令和6年度30台、令和7年度35台、令和8年度29台から令和7年度32台、令和8年度32台、令和9年度28台に変更した。	安全性および快適性を向上するため。

V 計画書の公表方法

当社ホームページ内で公表する

VI その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。